

令和7年度 完了報告書提出にあたってのご注意

工事完了後、速やかに（工事完了予定日より概ね1か月以内を目安に）

下記の必要書類を必ず提出してください。

様式に決まりがないものは、**A4サイズ**の用紙で提出してください。データでは、受領できません。

最終提出期限 令和8年3月31日（火）（必着）

期限までに提出がない場合、助成金の交付が受けられなくなりますのでご注意ください。

【提出先】江東区 温暖化対策課環境調整係

〒135-8383 江東区東陽4丁目11番28号 江東区役所隣 防災センター6階5番窓口

1. 全設備共通書類

（1）完了報告書（交付決定通知書同封の様式）

「交付決定通知書」をご確認の上、完了報告書を作成してください。

（2）助成金交付請求書（第8号様式）

申請者名、金額（交付決定額）、口座番号等をご記入のうえ、押印してください。**※スタンプ印不可。**

（申請者名義の振込口座をご記入ください。）

（3）「領収書」または「支払いを完了したことを証する書類」の写し

当該施工に係る申請者名義の領収書の写しを提出してください。**※レシートは不可。**

領収書がない場合は、振込先・振込人・振込金額がわかる書類の写しを提出してください。

（4）施工後の「写真」

カラー印刷で、申請者名及び施工場所（住所）を明記し、下記の表のとおり提出してください。

設置数、型番、設置場所、塗装箇所全面等が判別できない写真は、完了報告書類として受け付けられませんので、ご注意ください。

太陽光発電システム	太陽光モジュールの枚数がわかる写真
高反射率塗装	・ <u>塗装前の塗装箇所全ての面</u> がわかる写真（申請時に提出がない場合） ・ <u>塗装完了後の全ての面</u> がわかる写真 ・ <u>使用後の塗料の缶数・商品名・使用済み</u> であることがわかる写真
高断熱窓・高断熱ドア	<u>設置完了後の写真</u> ※【高断熱窓のみ】建物の状況を「集合住宅」として申請した場合で、同一型番の製品を複数箇所に設置する場合は、当該製品一種類につき1箇所の写真を撮り、余白に個数を記載することとして構いません（製品ごとに連番をふり、申請時に提出した平面図と照合できるようにしてください）。
エネファーム・エコキュート・H E M S ・蓄電池・電気自動車等充電設備	<u>設備全体の写真及び導入した型番・製造番号がわかる写真</u>
L E D 照 明	<u>型番がわかる写真 及び 設置完了後の写真</u> ※同一型番の機器を複数箇所に設置する場合は、当該機器一種類につき1箇所の写真を撮り、余白に個数を記載することとして構いません（機器ごとに連番をふり、申請時に提出した平面図と照合できるようにしてください）。

※申請時に「新築・建替え住宅」として申請した場合は、申請時に提出した写真と同じアングルから近隣が写っている写真も提出してください。

※複数の設備を導入した場合は、それぞれの写真を添付してください。

※撮影箇所が1枚で納まらない場合、複数枚の写真で全面がわかるように撮影した写真でも結構です。その際には、どの部分を撮影したか図面と照合できるようにしてください。

→→→ **裏面に続きます** →→→

2. 設備ごとに必要な書類

設備	(1)保証書の写し	(2)出荷証明書	(3)電力需給契約書
太陽光発電システム			○
蓄電池	○(どちらか1点)		
エネルギー管理システム機器 (HEMS・MEMS)	○		
CO2 冷媒ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	○		
燃料電池装置 (エネファーム)	○		
高反射率塗装		○	
高断熱窓		○※	
高断熱ドア		○	
LED照明		○	
電気自動車等充電設備	○(どちらか1点)		

※出荷証明書に代わり、性能証明書の写しでも可

(1)保証書の写し

該当設備の保証書の写しをご提出ください。

(2)出荷証明書

該当設備のメーカーまたは出荷元が発行する出荷証明書（出荷先、出荷日、型番、数量が明記されたもの）をご提出ください。

(3)電力需給契約をしていることがわかる書類

「接続契約のご案内」等、電力需給契約をしていることがわかる書類をご提出ください。

3. その他（申請時から変更があった場合の必要書類）

※助成額に影響がある変更の場合は、別途「変更届」の提出が必要です。

(1)支払い金額が変更になった場合

- ・地球温暖化防止設備導入助成に係る「支払内訳書(第9号様式)」
- ・変更後の見積書等の写し

申請時から支払い金額が変更になった場合は、変更後の見積書等の写しを添えて、「支払内訳書(第9号様式)」(区ホームページからダウンロードできます)をご記入のうえ、ご提出ください。

なお、助成額に影響がある変更の場合は、別途「変更届」の提出が必要ですので、完了報告書提出前にお問い合わせください。

(2)機器の設置場所、施工場所が変更になった場合

- ・施工場所の変更が確認できる「完成図(平面図)」

(3)管理組合による申請で、理事長が申請時から変更になった場合

- ・理事長の変更が確認できる「決議書または議事録」の写し